

## 都道府県単位の地域医療構想調整会議について

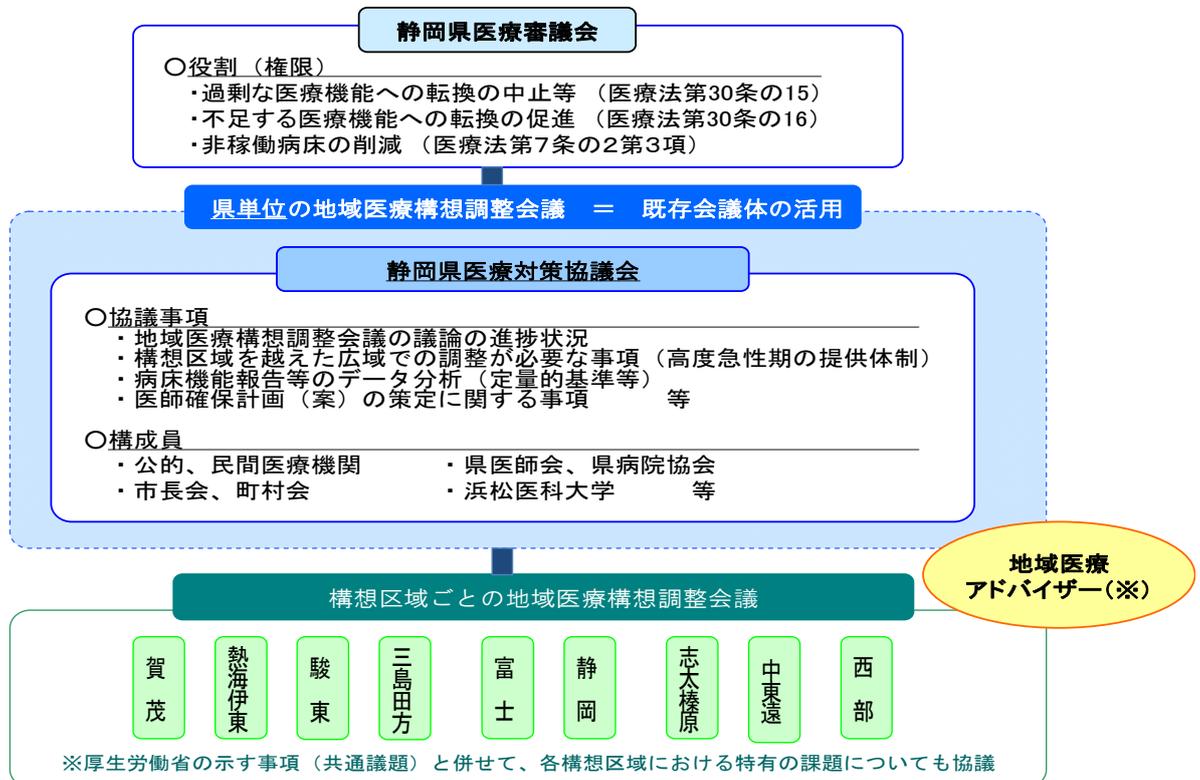
### 1 概要

- ・厚生労働省より平成30年6月22日付、「地域医療構想調整会議の活性化に向けた方策について」通知があり、都道府県は、各構想区域の地域医療構想調整会議における議論が円滑に進むよう支援する観点から、**都道府県単位の地域医療構想調整会議を設置することとされた。**
- ・本県においては、「**静岡県医療対策協議会**」に設置し、各構想区域での議論の進捗状況や課題、構想区域を越えた広域での調整が必要な事項等に関して協議を行うこととする。

### 2 会議体の位置付け

項目	概要
位置付け	既存の会議体を活用 ⇒「 <b>静岡県医療対策協議会</b> 」に設置
協議事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各構想区域における地域医療構想調整会議の運用に関すること</li> <li>・各構想区域における地域医療構想調整会議の議論の進捗状況に関すること</li> <li>・各構想区域における地域医療構想調整会議の抱える課題解決に関すること</li> <li>・病床機能報告等から得られるデータ分析に関すること（定量的基準など）</li> <li>・構想区域を越えた広域での調整が必要な事項に関すること（高度急性期の提供体制など）</li> </ul>
参加の範囲等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公的、民間医療機関</li> <li>・市長会、町村会</li> <li>・県医師会、県病院協会</li> <li>・浜松医科大学 等</li> </ul>

### 3 静岡県が設置する地域医療構想の推進体制（案）



#### ※ 地域医療アドバイザー

国が選定。地域医療構想調整会議等に参加し、都道府県の地域医療構想の進め方や、議論が活性化するよう助言することを役割とする。